

# 埼玉県議会議員一般選挙

選挙管理委員会事務局 ☎224-6120

告示日 4月1日(金) ▼投票日 4月10日(日) 投票時間 午前7時～午後8時

## 投票できる方

平成3年4月11日までに生まれ、同22年12月31日までに住民基本台帳に登録さ



れ、選挙当日まで引き続き市内に居住し、川越市の選挙人名簿に登録されている方。

ただし、市外へ転出した方でも、市内の投票所で投票できる場合があります(市外へ転出した方の投票を参照)。

\*川越市の選挙人名簿に登録されている方でも、特別の事情で選挙権を失った方、誤って登録されていた方などは投票できません。

## 県外から転入した方の投票

平成22年12月31日までに川越市へ転入届を提出している方は、投票できます。平成23年1月1日以降に転入した方は投票できません。

## 県内他市町村から転入した方の投票

平成22年12月31日までに川越市へ転入届を提出している方は、市内の投票所で投票できます。平成23年1月1日以降に転入し(県内異動一回

に限る)、前住所地の選挙人名簿に登録されている方は、前住所地の市町村で投票できます。この場合は、市町村が発行する証明書か住民票の写しが必要です。

## 市外へ転出した方の投票

川越市の選挙人名簿に登録されていた方が、県内の他市町村へ転出し(県内異動一回に限る)、新住所地の選挙人名簿に登録されていない場合は、川越市で投票できます。この場合は、市町村で発行する証明書か住民票の写しが必要です。

## 市内で転居した方の投票

投票できる方のうち、3月11日以降に市内で住所変更した方は、旧住所地の投票所で投票することになります。

## 選挙公報

選挙公報は、4月8日(金)までに新聞朝刊(朝日・埼玉・産経・東京・日本経済・毎日・読売)に折り込みます。選挙公報には、候補者の氏名・党派・経歴・政見などが掲載されて

います。投票の参考にしてください。新聞を購読していない方には、郵送します。ご連絡ください。市役所・出張所などにも置いてあります。

## 投票所入場券

### 必ず切り離して投票所へ

投票所入場券が届いたら、記載内容を確かめ、大切に保管してください。投票所へは、入場券を各自で切り離し、本人の入場券だけを持参してください。

### 入場券をなくしたら

選挙当日、自分の投票区の投票所受付にお越しください。その場で入場券が再発行され、すぐに投票できます。

## 投票

### 投票用紙の記入

投票用紙には、候補者一人の氏名をはっきりと記入してください。候補者一人の氏名以外を記入すると、大切な一票が無効になります。

### 代理投票と点字投票

身体が不自由な方や自分で文字が書けない方のために、係員が本人に代わり記入します。また、目の不自

由な方は、点字による投票ができます。いずれの場合も、投票所で係員にお尋ねください。投票の秘密は固く守られます。

## 投票所

投票所入場券に記載してある投票所と略図を確認のうえ、お出かけください。

## 期日前投票

投票日当日に仕事や旅行、レジャーなどに出かける方は、投票日の前日までに投票することができます。期日前投票を行う際は、宣誓書の提出が必要です。宣誓書は、期日前投票所に備え付けてあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

### 期日前投票の会場・日時

投票所入場券を持ち(届いていない場合はなくても可)、次の会場で投票してください。

- ①本庁舎七階7A会議室 4月2日(土)～9日(土)、午前8時30分～午後8時
- ②アトレ六階コミュニティルーム 4月6日(水)～9日(土)、午前10時30



せんきよ君

### 統一地方選挙とは

地方公共団体の長と議会の選挙を、全国的に期日を統一して行う選挙のことです。まとめて行うことで、有権者の選挙への関心を高め、また、選挙事務の円滑な執行や費用の節減ができるなどのメリットがあります。

4年ごとに、4月の上旬に都道府県や政令指定都市の首長・議会議員選挙が、同下旬に政令指定都市以外の市町村(東京都の特別区含む)の首長・議会議員選挙が行われます。

県内では、4月の第2日曜日に県議会議員選挙・さいたま市議会議員選挙、同第4日曜日に市町の首長選挙が3市町で、議会議員選挙が31市町で行われます。

### 選挙の3原則

選挙制度は、次の3つの原則から成り立っています。

#### ①選挙平等の原則

収入や社会的身分・性別などにかかわらず、すべての国民が平等に選挙権を与えられます。

#### ②投票自由の原則

すべての選挙人が、自分自身の判断で、最も信頼がおけると思う人に自由に投票できます。また、投票の秘密を守るために、誰に投票したかということが他人に分からないよう、配慮されます。

#### ③選挙公正の原則

選挙の公正を確保し、すべての選挙人の意思が正しく反映されるように、配慮されています。具体的なものは、公職選挙法で多くの規定を設けています。

分く午後7時

\*駐車券は発行しません。

③メルト(西文化会館) 4月6日(水) 9日(土)、午前9時30分～午後7時

④高階市民センター 4月6日(水) 9日(土)、午前9時30分～午後7時

■指定病院や老人ホームでの不在者投票

次の病院・老人ホームに入院・入所している方は、不在者投票ができます。

▼埼玉病院▼川越同仁会病院▼山仁病院▼山口病院▼行定病院▼赤心堂病院▼三井病院▼武蔵野総合病院▼廣瀬病院▼池袋病院▼康正会病院▼帯津三敬病院▼西川病院▼埼玉医科大学総合医療センター▼関本記念病院▼南古谷病院▼霞ヶ関南病院▼岸病院▼城南中央病院▼川越リハビリテーション病院▼老人保健施設プラ

イムケア川越▼老人保健施設川越ケアセンター▼老人保健施設いぶき▼介護老人保健施設瑞穂の里▼特別養護老人ホーム真寿園▼川越市養護老人ホームやまぶき荘▼特別養護老人ホーム陽光園▼特別養護老人ホームすみの里・川越▼特別養護老人ホームみなみかぜ▼ケアハウスみなみかぜ▼特別養護老人ホームアイリス▼特別養護老人ホーム八瀬の里▼特別養護老人ホーム蔵の町・川越▼ケアハウス主の園▼介護老人福祉施設小江戸の庭

\*市外の施設であっても、不在者投票の指定施設であれば、施設内で不在者投票ができますので、施設に確認してください。

●郵便等による不在者投票

身体に重度の障害がある方は、郵便等による投票ができます。

●身体障害者手帳を持ち、両下肢・

体幹・移動の障害の程度が一級または二級▼心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害の程度が一級または三級▼免疫・肝臓の障害の程度が一級～三級

●戦傷病者の手帳を持ち、両下肢・体幹の障害の程度が特別項症～第二項症▼心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害の程度が特別項症～第三項症

●要介護状態区分が要介護5

●郵便等による投票ができる方のうち、次に該当する方は、代理記載による投票ができます。

●上肢または視覚の障害の程度が一級(特別項症)～第二項症

いずれも事前に申請(届け出)が必要です。詳しくは、選挙管理委員会へお尋ねください。

すでに郵便等投票証明書を持っている方は、投票日の4日前(4月6

日(水)までに証明書を提示して、投票用紙を選挙管理委員会に請求してください。

\*投票は、郵送にかかる期間を考慮して、早めに手続きしてください。

■開票(即日開票)

開票は、4月10日(日)、午後9時から川越運動公園総合体育館で行います。開票速報は、総合体育館正面玄関に掲示します。

■投票・開票速報

●速報電話番号 0180-1994335

投票速報：4月10日(日)、午前9時～午後9時30分

開票速報：4月10日(日)、午後10時30分～

●一部の電話(IP電話・光電話などは、つながりません)。

●市ホームページ

●市モバイルサイト